

○停止処分者講習実施要領の制定について

〔令和 7 年 5 月 2 0 日〕
〔例規甲（免処）第 4 2 号〕

停止処分者講習実施要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「停止処分者講習」という。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 停止処分者講習の実施の委託

停止処分者講習の実施は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 8 条の 3 に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先講習機関」という。）に委託して行うものとする。

第 3 停止処分者講習指導員の要件

1 停止処分者講習に従事する者（以下「講習指導員」という。）の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 2 5 歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため次の職を解任され、当該解任の日から起算して 2 年を経過していない者

(ア) 講習指導員

(イ) 運転適性指導員（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導員をいう。）

(ウ) 高齢者講習指導員（高齢者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号の規定により公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）

(エ) 違反者講習指導員（違反者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 3 号の規定により公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）

イ 法第 1 1 7 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者

- ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに定める罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。
- ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）（令和6年3月27日付け、警察庁丙運発第6号、丙交企発第21号）に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、（ア）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、（ア）又は（イ）に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
- イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者
- 2 委託先講習機関は、講習指導員について、その者の住所、氏名及び講習指導員の資格要件を充たすことを証する書面を停止処分者講習指導員確認届出書（第1号様式。以下「確認届出書」という。）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。
- 3 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、確認届出書により講習指導員としての資格要件を充足すると確認したときは、停止処分者講習指導員確

認名簿（第2号様式。以下「確認名簿」という。）に登載するとともに、その旨を記載した確認届出書の写しにより委託先講習機関に通知するものとする。

4 委託先講習機関は、講習指導員が資格要件を欠いた場合は、停止処分者講習指導員資格喪失届出書（第3号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。

5 停止処分者講習は、確認届出書により確認を受け、確認名簿に登載された者以外の者が行ってはならない。

第4 講習科目及び講習時間割の基準

細則第16条に定める停止処分者講習の講習科目及び時間割及び停止処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第1）に基づき行うものとする。

第5 講習計画の策定等

講習は、規則第38条第3項に定める基準に基づき、あらかじめ年間計画を策定し、委託先講習機関に示しておくものとする。

第6 講習申出時の処理

免許の停止等の処分執行をする場合は、次により講習の申出に関する事務を処理するものとする。

- (1) 被処分者に対し講習希望の有無を確かめること。
- (2) 処分執行当日に受講を希望する講習申出者に対しては、細則第16条に規定する受講申請書による申請その他講習について必要な事項を教示すること。

第7 受付

講習の受付は、次により行うものとする。

- (1) 講習の受付は、運転免許課において行う。
- (2) 受講申請書、処分通知書等により、受講者本人であること及び受講資格の確認を確実に行うこと。
- (3) 受付終了後は、速やかに受講者名簿（第4号様式）を作成すること。

第8 講習の実施方法

1 座学講習

- (1) 1クラスにつき講習指導員を1名以上配置し、実施するものとする。
- (2) 教材は、別紙の内容について正確にまとめられた教本を使用するほか、県内の交通実態に関する内容の資料、危険予測、事件事例等に関する視聴覚教材等を効果的に使用するものとする。
- (3) 事件事例研究は、身近な事件事例等を素材にし、受講者に発表させるなどディスカッション方式で行うものとする。

2 運転適性指導

- (1) 筆記による検査に基づく指導

- ア 1クラスにつき運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者を1名以上配置し、実施するものとする。
- イ 短期講習では、科警研編運転適性検査82-3又はこれと同等以上のものを使用するものとする。
- ウ 中・長期講習では、科警研編運転適性検査73-2又はこれと同等以上のものを使用するものとする。
- エ 運転適性診断票は、検査に基づく指導を実施後、受講者に交付するものとする。

(2) 器材使用による指導

- ア 1クラスにつき運転適性検査指導者を1名以上配置し、実施するものとする。
- イ 動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する機材による指導は、短期講習では必要と認められる者について、中・長期講習では受講者全員について実施するものとする。

(3) 実車による指導

ア 講習路設定

講習路は、講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第2）により、運転免許課長及び委託先講習機関において協議の上設定するものとする。

イ 指導方法

- (ア) 原則として1グループ3人とし、1グループにつき講習指導員1名を配置し、受講者が保有する免許種別に応じた四輪車又は二輪車のグループ編成で行うものとする。

なお、委託先講習機関の講習指導員が複数の場合は、指導に当たっての責任者を定めるものとする。

- (イ) 二輪車のグループによる指導において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含んだグループで講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際これに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

ウ 講習車両

実車指導は、次の受講者区分ごとに定める車両を使用するものとする。ただし、身体障害者で車両の持込みを希望するものについてはこれを認めるものとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくものとする。

- a 四輪車により指導すべき受講者

マニュアル式又はオートマチック式の普通自動車で補助ブレーキを装備した車両

b 二輪車により指導すべき受講者

保有する免許種別に応じ、マニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は一般原動機付自転車

(4) 実車指導による診断と個別指導

実車に基づく個別指導は、停止処分者講習運転行動診断票（第5号様式及び第6号様式）を使用して行うものとする。

(5) 運転シミュレーター操作による指導

実車指導に加えて運転シミュレーターによる指導は、実車のみでは指導が困難な交通事故その他危険場面等について疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うものとする。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では必要と認める者について、中・長期講習では受講者全員について実施するものとする。

第9 考査

1 考査は、運転技能、法令知識その他自動車等の安全な運転について必要な事項に関して行い、問題数は40問、時間は20分とし、考査問題答案用紙（第7号様式）により、解答させるものとする。

2 考査を実施したときは、速やかに採点し、その成績及び処分期間を短縮したものについては、その状況を受講者名簿の該当欄に記載するものとする。

第10 改善効果評価上の留意点

改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、講習指導員の私的感情を排し、次のような具体的行為又は態度が認められ、講習実施中に受講者本人に対して当該事実について指摘したような場合は、不良と判断すること。

- (1) 他の受講者に迷惑となる行為
- (2) 故意に講習の進行を妨げる行為
- (3) 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

第11 運転免許停止期間短縮通知書の交付

1 講習を終了した者に対しては、細則第16条に定める処分期間の短縮日数の基準により運転免許停止期間短縮通知書（第8号様式）を作成し、交付するものとする。

なお、短期処分者のうち、処分者講習を受講し、その成績により期間短縮となったものについては、次のとおり措置するものとする。

(1) 運転免許証を有する者

運転免許証備考欄に「〇〇年〇〇月〇〇日済」と記載した上、被処分者に運転免許証を返還し、処分執行当日は法令により免許の効力が停止されていることを

教示するとともに、誓約書（別表第3）を徴し、違反防止を図るものとする。

- (2) 処分執行時に免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）を有する者であり、免許情報記録の抹消を受けた者

行政処分執行当日に特定免許情報を記録し、備考欄には「〇〇年〇〇月〇〇日済」と入力するものとする。また、処分執行当日は法令により免許の効力が停止されていることを教示するとともに、誓約書（別表第4）を徴し、違反防止を図るものとする。

なお、特定免許情報の記録に当たっては、運転免許事務処理要領の制定について（令和7年3月12日付け、例規甲（免免）第327号）に定める特定免許情報記録申請書（第5号様式）の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録し、処理完了後は、特定免許情報が記録されていることを確認するものとする。

- 2 国際運転免許証等については、法第107条の5第8項に基づいて行うこと。

第12 講習実施結果報告

委託先講習機関は、座学講習、実車指導等の実施結果を停止処分者講習実施結果報告書（第9号様式）により、速やかに運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

第13 指導監督

- 1 運転免許課長は、委託先講習機関に対し講習が適正かつ効果的に実施されるよう指導監督を行うものとする。
- 2 指導監督の結果、講習内容に適正を欠くと認められるときは、委託先講習機関に対し講習内容の改善を図るよう指導するものとする。

第14 停止処分者講習関係書類の保存

停止処分者講習関係書類の保存期間は、原則5年とするほか、次のとおりとする。

- (1) 停止処分者講習指導員確認届出書は、講習指導員がその資格を喪失するまで保存すること。
- (2) 停止処分者講習指導員確認名簿は、30年間保存すること。
- (3) 停止処分者講習指導員資格喪失届出書は、1年間保存すること。